

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

田口団地	霧島市霧島田口845番地2	簡易耐火構造平家建	4	昭和43
------	---------------	-----------	---	------

」を、

「

田口団地	霧島市霧島田口845番地2	簡易耐火構造平家建	4	昭和43
	霧島市霧島田口864番地	木造2階建	4	平成27

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

田口団地の新築工事が平成28年3月に完了することに伴い、当該住宅を市営住宅として設置及び管理するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。